

議案第 24 号

財産の譲与について

下記の財産を譲与したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 譲与する財産の内容

土地

所 在	地 番	地 目	地 積(m ²)
橋本市隅田町芋生字大両田	104 番 1	ため池	650
橋本市隅田町芋生字大両田	104 番 3	ため池	322
橋本市隅田町芋生字大両田	104 番 4	用悪水路	109

2 譲与する相手方

名 称 芋生区